

入院時食事療養について

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士、又は栄養士によって管理された食事を適時（朝食 7 : 30、昼食 11 : 30、夕食 18 : 00 以降）、適温で提供しています。

1 食当たり標準負担額

70歳未満の方	区分ア～エ		510円
	住民税非課税世帯	長期入院 非該当	240円
	区分オ	長期入院 該当	190円
70歳以上の方	現役並み所得者・一般		510円
	住民税非課税世帯 区分Ⅱ	長期入院 非該当	240円
		長期入院 該当	190円
	住民税非課税世帯 区分Ⅰ		110円

令和 7 年 5 月現在